

2020 年度入学生「高等教育の修学支援新制度」 対象者への創価大学の対応について

創価大学は、2019 年 9 月 20 日、文部科学省から、「高等教育の修学支援新制度」の対象校に認定されました。

これを受けて本学は、本制度の趣旨に則り、支援の対象となる方々の入学手続きにおける費用負担を軽減することにより経済支援を行います。

本学では入学手続きの際に、入学金および学費等諸納付金の納入が必要となりますが、本制度の対象者については、入学金の納入を含む所定の手続きをしていただくことにより、春学期分の学費等諸納付金（授業料・在籍料・教育充実費・実習費・学友会費）の納入を入学後まで猶予します。

猶予を受けた春学期分の学費等諸納付金は、本制度における支援区分が確定した後に、減免される授業料分を差し引いた金額を納入していただきます。併せて、入学手続き時に納入済みの入学金についても減免分を返還いたします。

なお、対象者の条件や申込手続き等の詳細は、入学手続要項等でお知らせいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

●入学手続きについて

アドミッションズセンター 電話：042-691-4617 FAX：042-691-9310

●奨学金制度について

学生課 奨学金係 電話：042-691-2161 FAX：042-691-9475